５　川崎市の保育所を開設するに当たっての支援について

5－１
入園前健康診断やと健康管理委員会の手続き等について

5-1　説明事項

① 入園前健康診断について

② 川崎市保育所入所児童等健康管理委員会とは

└── 各種マニュアルや申請手続の御案内

③ サーベイランス・感染症情報システムについて

④ 発達相談について

⑤ 新規開設園への各種支援について

5-1　添付資料1

①　入園前健康診断について

- 入園前健康診断（入園前健診）は、新入児全員に実施し、嘱託医による『対面』での健康診断を受ける

  ⇒ただし、令和８年度入所児童の入園前健診は、感染症拡大防止の観点から、『書類審査』での実施を基本とする

  ⇒認定保育園から認可保育所になる園は全園児、新たに２号・３号認定となる児童も対象

- 会場は、開設する施設内が基本となるが、園舎が未完成の場合は、嘱託医に負担がないよう、近隣地域に会場を用意する
- 定められた期間内に実施する（期間は資料参照）
- 様式『入園前健康診断記録表』に、嘱託医による入園の適否の記載をいただくことが必要
- 川崎市の認可保育所・認定こども園(2・3号認定)・地域型保育事業所から転園する児童については、入園前健診が不要。ただし、前園からの健康状態の引継ぎ(書類の写しの引継ぎも含む）を行う必要がある

5-1　添付資料1

実施方法１

1. 園は、保護者から「児童票」「健康記録表」を受け取る（記載事項のチェック、健康面の聞き取り、母子手帳の確認を行う）
2. 園は、身体測定・健康確認を行い、入園前健康診断記録表に記入する（健康確認の内容は、参考様式を参照）
3. 施設長は、嘱託医へ児童票・健康記録表・入園前健康診断記録表を持参し、２での様子も伝える。『書類審査のみで入園可』または『さらに対面での健診が必要』の判断を嘱託医から受ける　＜記録票へ入園の適・否を記入＞
   ⇒必要な児童について、対面での健診を実施する
4. 保護者へ健診結果を伝える
5. 施設長は入園前健診の結果を区の児童家庭課に電話で報告する

～書面または対面での健診で、全ての新入児が入園可となった場合は、ここで入園前健診は終了です～

添付資料１　入園前健康診断実施細目およびフローチャートを参照

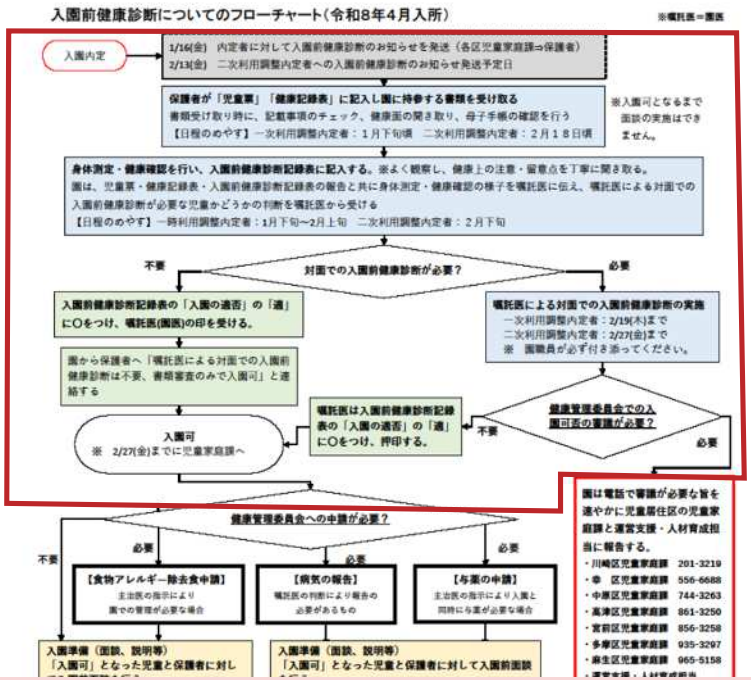

健康診断の具体的な実施手法については、川崎市保育施設健康管理マニュアル参照

川崎市HP：川崎市保育施設健康管理マニュアル(https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000077169.html)

5-1　添付資料1

添付資料１　入園前健康診断実施細目およびフローチャートを参照

実施方法２

～嘱託医が、「健康管理委員会での入園可否の審議が必要」と判断した場合～

- 施設長は速やかに児童居住区の児童家庭課および運営支援・人材育成担当に審議が必要なことを電話で報告をする
- 施設長は保護者に「入園前健診で川崎市保育所入所児童等健康管理委員会での審議が必要と嘱託医から判断された」こと・審議の主旨を丁寧に伝えた上で、主治医意見書を用意してもらう
- 期日までに必要書類を用意し、児童居住区の児童家庭課へ持参(送付）する

～入園適となったが「健康管理委員会への申請が必要」な場合～

- 保護者に必要な書類を用意してもらい、園が書類を確認後、園が申請する（オンライン手続かわさき）

入園可否の審議が必要な場合の書類
（全て川崎市の様式）
①入園前健康診断の結果報告（嘱託医記入）
②児童票・健康記録表の写し　③主治医意見書
④入園前健診記録表の写し　⑤施設長意見書

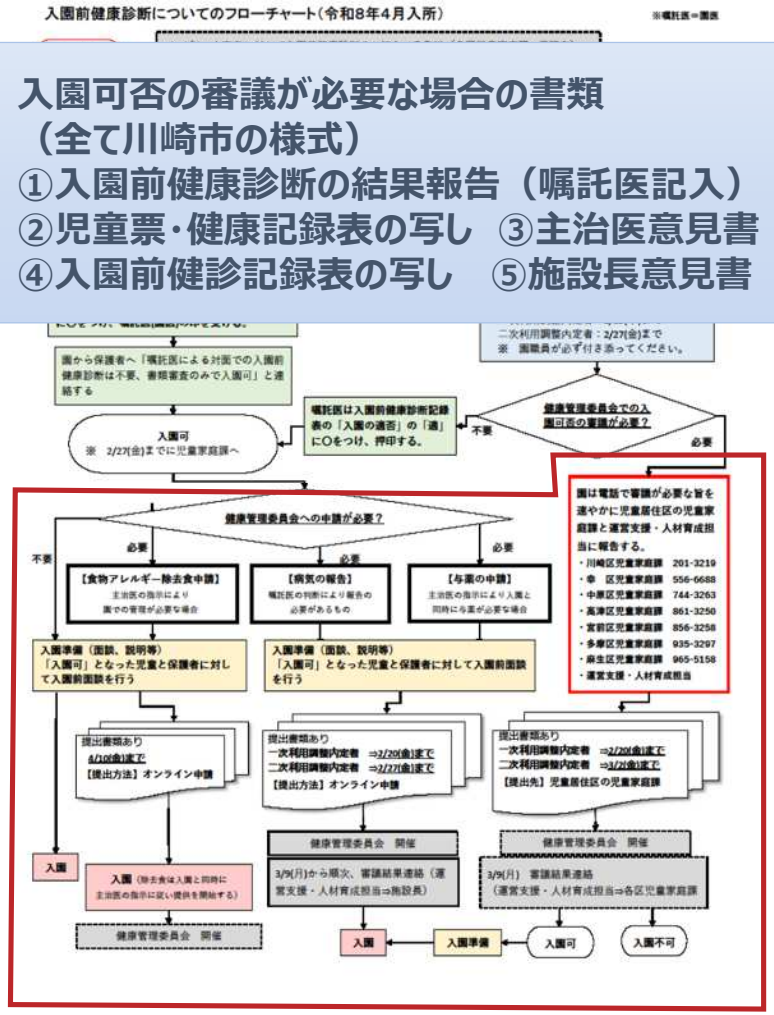

5-1

② 川崎市保育所入所児童等健康管理委員会とは

健康管理委員会は、川崎市附属機関設置条例に基づいて設置された組織で、川崎市内の認可保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の入所児童が集団生活の中で保育が可能かを審議する機関である。
入所に係る審議の他、年間を通じて病児、与薬及び除去食について審議を行う。

川崎市HP：川崎市保育所入所児童等健康管理委員会への申請手続きについて
(https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167958.html)

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（抜粋）

第６条　２　障害児の受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と**健康管理委員会**の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定するものとする。

第１０条６　本市内の民間保育所にあっては、投薬は原則、行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、**健康管理委員会**において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。

第１１条３　除去食の提供にあたっては、**健康管理委員会**において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。

5-1

各種マニュアルや申請手続の御案内

保育施設での健康管理や食物アレルギー対応についてのマニュアル

- 川崎市：川崎市保育施設健康管理マニュアル (https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000077169.html)
- 川崎市：川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアルについて (https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167988.html)

健康管理委員会への申請様式のダウンロードや手続き説明はこちら

- 川崎市：川崎市保育所入所児童等健康管理委員会への申請手続きについて (https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167958.html)

健康管理委員会へのオンライン申請フォーム　（入園可否の審議案件は申請不可）

- 健康管理委員会に関わる申請手続き ｜ オンライン手続かわさき (https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/817e3759-af80-42cb-968a-d58e7a545a2f/start)

↓申請フォーム画面

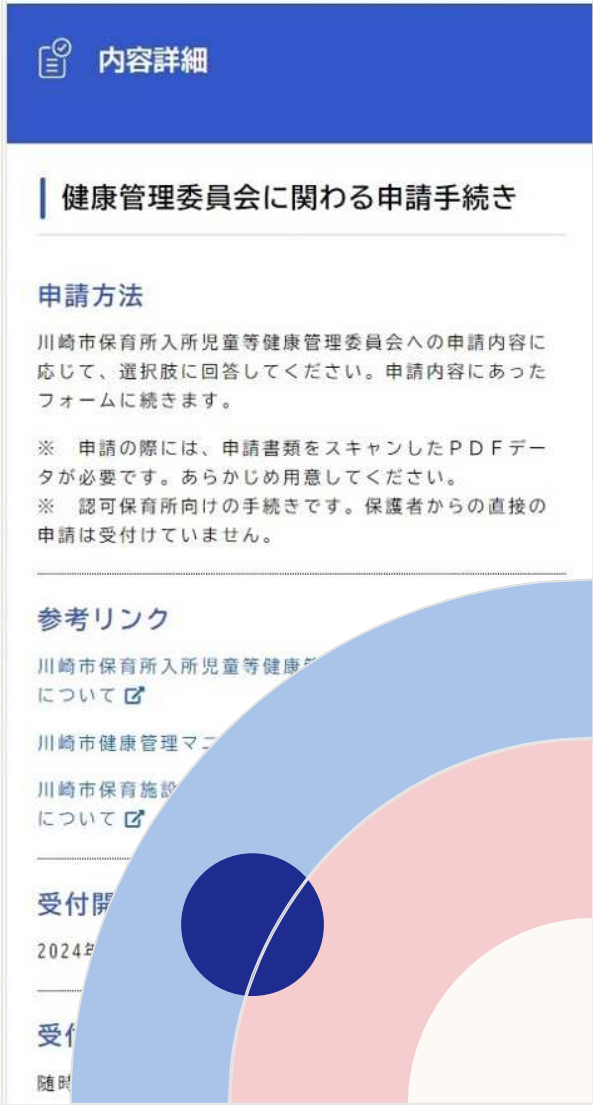

5-1　添付資料2

③　サーベイランス・感染症情報システム

メールニュースかわさき
「川崎市感染症情報」にて
毎週水曜日に配信（登録者のみ）

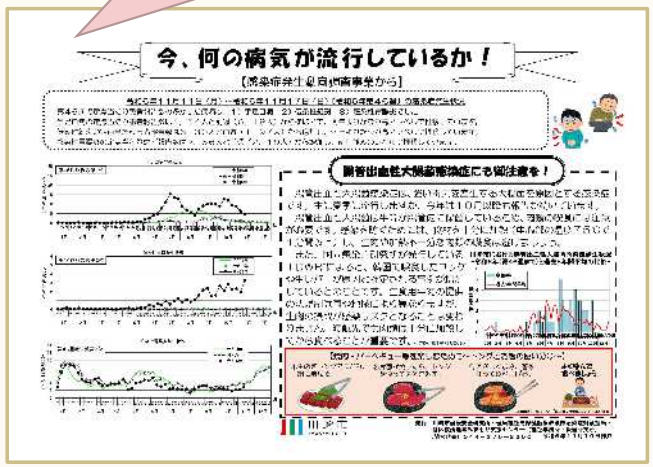

- システムを活用することで、感染症の早期探知と対策が可能になり、地域の状況を把握し、関係者に情報を提供できる。

＜感染症の市内発生状況の閲覧（サーベイランス）＞

川崎市感染症情報発信システム
(https://kidss.city.kawasaki.jp/ja/schoolsurveil)

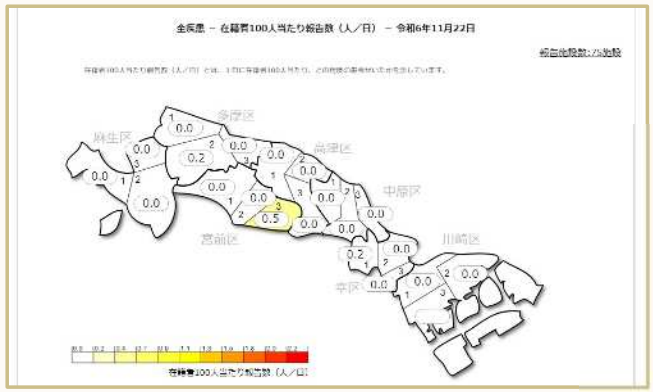

＜各施設の感染状況の入力（感染症情報システム）＞

新規開設園については、７月頃に、入力システム（「学校等欠席者・感染症情報システム」）のログインＩＤとパスワード及び操作方法が通知されます。

5-1　添付資料3

④　発達相談について

- 入所児童とその保育者を支援するための「発達相談」
- 対象児童：発達・障害の専門機関への相談歴がない児童
- 実施方法：発達相談員が施設に訪問し、対象児童の行動観察等を行う。その後、施設の保育者と共に援助の手立てを検討。1回の訪問で対象となるのは1名の児童。
- 申込方法：年に3回の申込受付期間に、必要事項を入力し、保護者の同意書を添えて電子申請（LoGoフォーム）を行う

※　申込みが多く、実施予定数を上回った場合は調整となり、実施が難しいケースもある。調整の際は、年度内で一度も発達相談を受けていない園が優先される

⑤　新規開設園への各種支援について

保育・子育て総合支援センターや保育総合支援担当の専門職（保育士、看護師、栄養士、施設長経験者）が、新規開設準備や開設後の課題解決をサポートします

主な相談内容	
・入園前健康診断について	具体的な実施方法（流れ・手順・ポイント）など
・地域や周辺環境について	近隣施設の情報案内・地図や情報誌の提供
・安全対策について	防災訓練やＳＩＤＳチェックのやり方、ハザードマップの提供など
・公立園との交流や保育実習	保育交流・職員実習研修（保育士・看護師・栄養士等）など
・各種様式について	公立保育所で使用している様式の提供など
・給食について	施設での給食管理・アレルギー対応の相談、食育活動のヒントなど
・保健業務について	施設での健康管理・救急法・危機管理の相談など
・人材育成について	連絡会や研修会の開催案内、出張講座や公開保育の御提案など
・地域の子育て支援について	区内の子育て情報の提供、子育て支援事業への参加・見学など

保育に関するご相談は、
以下の連絡先にて専門職が承ります

<各区問い合わせ先>

- 川崎区保育・子育て総合支援センター（044-201-3331）
- 幸区保育総合支援担当（044-556-6732）
- 中原区保育・子育て総合支援センター　（044-774-3195）
- 高津区保育総合支援担当　（044-861-3373）
- 宮前区保育・子育て総合支援センター　　（044-856-3285）
- 多摩区保育・子育て総合支援センター（044-935-3177）
- 麻生区保育総合支援担当（044-965-5236）

<取組全体に対する問い合わせ先>

- 保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当
  （健康管理委員会事務局）（044-200-3734）

民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打ち合わせ及び区役所への当該結果報告について

資料5－2

事　務　連　絡

令和７年１２月

各民間保育所等新規開設法人

運営準備御担当者　様

川崎市こども未来局

保育・幼児教育部保育第１課長

民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打合せ及び
区役所への当該結果報告について（依頼）

各法人におかれましては、令和８年４月の民間保育所等の新規開設に向け、現在各種運営準備作業を進められていることと存じますが、嘱託医の推薦につきましては、川崎市医師会を通じて、順次決定しております。

つきましては、速やかに手続きが行えるよう次の事項について、あらかじめ御準備をお願いいたします。

また、別途メールにてお知らせいたします「令和８年４月入所児童に係る入園前健康診断及び健康管理委員会の開催について」も併せてご確認ください。

１　嘱託医と打合せする事項

（１）保育園の概要

パンフレット等を御持参の上、園の場所、入り口、駐車スペースの有無、定員数、受入年齢などを細かく御説明ください。

（２）報酬額及び報酬の支払方法等

報酬の所得税の取扱いについては、国の給付費の積算が嘱託医手当については、非常勤職員雇用費扱いとなっていることから、原則として、給与所得に係る源泉徴収分として、所得税法第１８５条第１項第２号を適用するものと考えています。

（３）園から嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表の内容及び健康診断の様子を報告する日時

（４）「嘱託医（園医）による対面での 入園前健康診断を実施する児童」がいる場合の入園前健診の実施日時及び場所

法人で確保してください。園舎以外の場所を使用する場合は、会場の地図なども嘱託医にお渡しください。

（５）法人で当日用意する器具

２　各区役所地域みまもり支援センター児童家庭課へ報告する事項

（１）保護者が提出する書類（児童票・健康記録表）の提出場所、日時及び手段

（２）入園前健康診断時の保護者の持ち物

（３）当日急用等で遅刻あるいは提出ができなくなった場合等の園側連絡先

（４）入園説明や個人面談等の実施日時

入園を想定した説明会及び面談等については、入園が正式に決定してから実施してください。

※以上の項目について、１月中旬までに各地域みまもり支援センター児童家庭課への報告が完了するように御協力をお願いいたします。

（給付・指導第１担当）
電　話　０４４－２００－２６６２
メール　45hoiku@city.kawasaki.jp

民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打ち合わせ及び区役所への当該結果報告について

資料5－2

事　務　連　絡

令和７年１２月

各民間保育所等新規開設法人

運営準備御担当者　様

川崎市こども未来局

保育・幼児教育部保育第１課長

民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打合せ及び
区役所への当該結果報告について（依頼）

各法人におかれましては、令和８年４月の民間保育所等の新規開設に向け、現在各種運営準備作業を進められていることと存じますが、嘱託医の推薦につきましては、川崎市医師会を通じて、順次決定しております。

つきましては、速やかに手続きが行えるよう次の事項について、あらかじめ御準備をお願いいたします。

また、別途メールにてお知らせいたします「令和８年４月入所児童に係る入園前健康診断及び健康管理委員会の開催について」も併せてご確認ください。

１　嘱託医と打合せする事項

（１）保育園の概要

民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打ち合わせ及び区役所への当該結果報告について

資料5－2

1　嘱託医と打合せする事項

（1）保育園の概要

パンフレット等を御持参の上、園の場所、入り口、駐車スペースの有無、定員数、受入年齢などを細かく御説明ください。

（2）報酬額及び報酬の支払方法等

報酬の所得税の取扱いについては、国の給付費の積算が嘱託医手当については、非常勤職員雇用費扱いとなっていることから、原則として、給与所得に係る源泉徴収分として、所得税法第１８５条第１項第２号を適用するものと考えています。

（3）園から嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表の内容及び健康確認の様子を報告する日時

（4）「嘱託医（園医）による対面での 入園前健康診断を実施する児童」がいる場合の入園前健診の実施日時及び場所

法人で確保してください。園舎以外の場所を使用する場合は、会場の地図なども嘱託医にお渡しください。

（5）法人で当日用意する器具

川崎市保育施設健康管理マニュアルを御確認ください。

（6）開園後の０・１歳児クラスは原則２か月に１回、２～５歳児クラスは原則６か月に１回の健康診断実施日時

川崎市保育施設健康管理マニュアルを御確認ください。

※嘱託医との打合せは、担当者のほか、顔合わせのため、必ず園長予定者も同行するようにしてください。

民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打ち合わせ及び区役所への当該結果報告について

資料5－2

２　各区役所地域みまもり支援センター児童家庭課へ報告する事項

（１）保護者が提出する書類（児童票・健康記録表）の提出場所、日時及び手段

（２）入園前健康診断時の保護者の持ち物

（３）当日急用等で遅刻あるいは提出ができなくなった場合等の園側連絡先

（４）入園説明や個人面談等の実施日時
入園を想定した説明会及び面談等については、入園が正式に決定してから実施してください。

※以上の項目について、１月中旬までに各地域みまもり支援センター児童家庭課への報告が完了するように御協力をお願いいたします。

（給付・指導第１担当）
電　話　０４４－２００－２６６２
メール　45hoiku@city.kawasaki.jp

川崎市民間保育所開設時入園前健康診断手当補助金額一覧

資料 5-2

新しく保育所、認定こども園を開設する場合

①川崎市保育園の民間移管の場合
②認可外保育施設を保育所とする場合
③幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合

①～③のいずれかに該当

定員（人）	補助金額
～４０	３２，１００円
４１～６０	４２，８００円
６１～９０	５３，５００円
９１～１２０	６４，２００円
１２１～１５０	７４，９００円

31人以上の定員増がない場合

定員（人）	補助金額
～６０	２１，４００円
６１～１８０	３２，１００円
１８１～２４０	４２，８００円

31人以上の定員増がある場合

※ この場合は、何人増加したかにより補助金額が決まりますのでご注意ください。

定員増の人数（人）	補助金額
３１～４０	３２，１００円
４１～６０	４２，８００円
６１～９０	５３，５００円
９１～１２０	６４，２００円
１２１～１５０	７４，９００円

詳しくは、「川崎市民間保育所等開設時入園前健康診断手当補助金交付要綱」及び「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱」を御参照ください。

５－３
川崎市の保育所における給食業務について

令和８年度民間保育所等新規開設法人運営準備説明会

説明内容

1 給食の目的

2 給食業務の流れ

3 個別配慮が必要な食事

4 公立保育所献立の参考配信

5 困ったときは・・

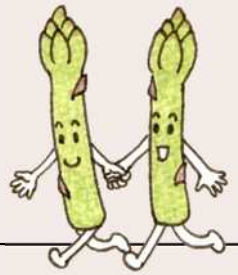

給食の目的

保育所での給食は、単なる栄養補給の目的だけではなく、保育所保育指針にも示されているように、「養護」の「生命の保持」や「教育」の「健康」の領域と深く関連し、
子どもの心と身体の発達を促す大変重要な役割がある

豊かな食の体験を積み重ねていくことで、生涯にわたって健康で豊かに暮らせる**「食を営む力」の基礎を培う**

川崎市公立保育所給食の手引きダウンロードはこちら
https://logoform.jp/form/FUQz/100281

給食業務の流れ①

施設の給与栄養目標量の設定

施設ごとに1～2歳児・3～5歳児を設定する（市参考値あり）

予定献立の作成

目標量・季節・地域・こどもの状況・嗜好・予算を考慮して作成する

食材の購入・検収（検品）

生鮮食品（肉・魚・青果等）については当日納品が基本　検査用保存食として50gまたは1食分の原材料を－20℃以下で2週間保管する

調理

発達に応じた調理形態・衛生面（適切な温度管理・器具や食器の消毒）に配慮する

施設長の検食

施設長は配膳前にすべての料理を検食し、適正で安全かつ安心な内容であるか確認して記録する　検食での許可を受けてから配膳をはじめる

給食業務の流れ②

盛り付け・配膳

消毒された器具や使い捨て手袋を使い、盛りつける。個別対応児の食事がある場合は先に盛りつけるなど工夫し誤配膳を防ぐ。

調理済み食品の保存

盛り付けの最後に調理済み食品を50gずつ取り、－20℃以下で2週間保存する

喫食　（指導用給食の提供）

保育者も同じ食事を食べて食育指導を行う。こどもの様子を喫食状況報告書に記録する。給食担当者もこどもの様子や喫食状況を把握し次回の調理に生かす

洗浄消毒・清掃

使用した器具・食器はその日のうちに全て洗浄消毒する。日・月・年単位で清掃計画を立て、清潔を保持する。実施した内容は記録する

反省・検討、翌日の予定を確認

その日の作業内容の反省や喫食状況、当日の変更箇所や喫食人数を給食日誌に記録　翌日の献立の内容や手順・食材の確認をする

給食提供に係るその他の業務

受入れと払出し

★米や粉ミルク・缶詰等の一度にまとめ買いをする食品については、受払い簿に日付や数量を記録し、在庫管理を行う

★消費期限が短いものから使用する

★受払い簿の在庫数と実数に差異が生じた場合は、その理由を明記しておく。（例）計量誤差のため、床に落としたため廃棄、等

月ごとの実施結果

★月ごとに、喫食率・食材料費・在庫食品等を集計し、給食提供の内容が適正であったか、確認する

安全管理（点検）

★設備の不具合・器具の劣化がないか複数の目で定期的に安全点検を実施し、事故を未然に防ぐ

職員の健康管理

★調理従事者（調乳する者も含む）の日々の健康チェックの記録を残しておく

★調理従事者から児童に感染症が広がることのないよう、定期的な健康診断及び月に１回以上の検便検査を実施する
・検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含める
・10～3月の間にはノロウイルスの検便検査の実施に努める

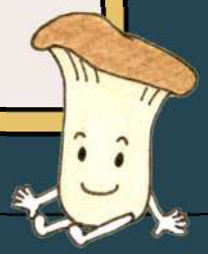

個別配慮が必要な食事について

授乳・離乳期

・個人差が大きいため一人一人の発達に合わせた食事となる

・家庭で食べた経験のあるものを提供する

食物アレルギー

・除去食品は完全除去を基本とする

・生活管理指導表(医師の指示)に従う

体調不良・ケガ

・病気の回復期やケガで医師から食事の指示を受けている場合は、可能な範囲で対応する

障がい

・療育機関や医療機関の専門職の指導・指示に基づき、可能な範囲で適切な支援をする

多様な食文化

・食習慣や文化の違いを尊重し可能な範囲で対応する

・医師の診断書等は不要

令和 6年 12月　　予定献立表（一般）　　こども未来局保育・子育て推進部

日	曜	昼食献立名 乳児　完全給食 幼児　副食給食	午後おやつ献立名	主な材料の体内での働き 血や肉となる	働く力や熱となる	体の調子を整える	調味料・その他	栄養価 エネルギー たんぱく質 脂質 食塩相当量	乳児	幼児
2・16	月	ごはん 鶏肉のコーンフレーク焼き れんこんのきんぴら キャベツスープ	のむヨーグルト がんづき	鶏もも肉(皮なし) 卵 ジョアマスカット 牛乳(乳児のみ) 豆乳	はいが精米,小麦粉 コーンフレーク,油 胡麻油,砂糖 黒砂糖 黒胡麻	れんこん 人参 さやえんどう キャベツ 小松菜	塩,こしょう だし汁,しょう油 水 コンソメ ベーキングパウダー	491kcal 18.8g 9.5g 1.6g	460kcal 18.5g 8.1g 2g	
3・17	火	味噌けんちんうどん(汁) 煮魚 ほうれん草のおひたし	牛乳 ごまじゃこおにぎり	味噌 鮭 花かつお 牛乳 ちりめんじゃこ	乾麺,油 砂糖 はいが精米 胡麻油 白胡麻	人参,ごぼう 大根 長ねぎ ほうれん草 もやし	だし汁 しょう油 みりん	477kcal 19.8g 14.2g 2g	453kcal 20.9g 15.9g 2g	
4・18	水	ロールパン チキングラタン 三色サラダ 牛乳 りんご	お茶 米粉のおさつスコーン	鶏むね肉(皮なし) スキムミルク 粉チーズ 牛乳 豆乳	ロールパン,マカロニ 油,バター 小麦粉,パン粉 さつま芋,砂糖 上新粉	玉ねぎ,パセリ ブロッコリーカリフラワー 人参 りんご レーズン	塩,こしょう 水,コンソメ 酢,しょう油 麦茶 ベーキングパウダー	506kcal 16.8g 19.8g 1.2g	437kcal 15.1g 18.7g 0.9g	
5・19	木	ごはん 千草焼き カミカミサラダ 味噌汁(生揚げ・もやし) みかん	りんご果汁 干いも お麩のラスク(青のり味)	卵 豚挽肉 味噌 生揚げ 牛乳(乳児のみ)	はいが精米,油 砂糖,マヨネーズ 白胡麻,干し芋 麩 バター	人参,玉ねぎ 生しいたけ,ピーマン ごぼう,きゅうり もやし,りんご みかん,青のり	塩 酢 だし汁	478kcal 14.2g 15g 1.1g	369kcal 11.9g 14.8g 1.3g	
6	金	ごはん レバーの芝麻揚げ 切干し大根の和え物 清汁(生わかめ・長ねぎ・えのきたけ)	牛乳 あんかけスパゲティ	豚レバー 牛乳 豚挽肉	はいが精米,胡麻油 かたくり粉,油 砂糖 白胡麻 スパゲティ	にんにく,生姜汁 切干し大根,人参 きゅうり,もやし 生わかめ,長ねぎ えのきたけ,玉ねぎ,小松菜	酒,しょう油 だし汁,酢 塩,水 鶏ガラスープの素 ケチャップ	494kcal 19.8g 15.6g 1.6g	422kcal 20.3g 16.9g 1.9g	
7・21	土	ごはん チリコンカン ブロッコリーの中華和え 味噌汁(じゃが芋・玉ねぎ) りんご	牛乳 昆布ごはん	大豆水煮 豚挽肉 味噌 牛乳	はいが精米,油 砂糖 胡麻油 じゃが芋 白胡麻	玉ねぎ,にんにく 生姜汁,トマト缶 ブロッコリー りんご 塩昆布	水,中濃ソース ケチャップ,しょう油 カレー粉,塩 酢 だし汁	502kcal 17.4g 13.1g 1.3g	428kcal 17.2g 13.7g 1.6g	
9・23	月	ごはん 豚肉の韓国風焼き ナムル ひじきの五目煮 みかん	牛乳 ちんすこう(黄名粉)	豚もも肉 凍り豆腐 油揚げ 牛乳 黄名粉	はいが精米,胡麻油 砂糖 白胡麻 油 小麦粉	にんにく,もやし ほうれん草,人参 干ひじき さやいんげん みかん	酒 しょう油 酢 だし汁 塩	514kcal 19.1g 20g 0.9g	440kcal 19.4g 22.4g 1.1g	
10・24	火	ごはん 魚のフライ わかめとコーンのサラダ 味噌汁(大根・なめこ) りんご	牛乳 焼き芋	むきがえい ししゃも 味噌 牛乳	はいが精米,小麦粉 パン粉 油 砂糖 さつま芋	生わかめ,キャベツ コーン 大根 なめこ りんご	塩,こしょう 水 酢 しょう油 だし汁	481kcal 16g 15.2g 1.3g	399kcal 12.3g 17.3g 1.7g	
11・25	水	ジャムサンド 青菜とチーズのオムレツ マカロニサラダ 白菜スープ	牛乳 米粉のココア蒸しパン	卵,粉チーズ 鶏挽肉,まぐろ油漬缶 ベーコン,絹豆腐 牛乳 豆乳	食パン,いちごジャム 油,マカロニ 米粉 コーンスターチ 黒砂糖	玉ねぎ,ほうれん草 人参 きゅうり 白菜 レーズン	塩,こしょう 酢 鶏ガラスープ ベーキングパウダー 純ココア	502kcal 18.6g 19.5g 1.6g	471kcal 18.6g 20.9g 1.6g	
12・26	木	ごはん シューマイ 野菜ソテー 味噌汁(油揚げ・かぶ・かぶの葉) みかん	牛乳 キャラメルポップコーン いりこ	豚挽肉 油揚げ 味噌 牛乳 いりこ	はいが精米,油 かたくり粉 とうもろこし(乾) バター 砂糖	玉ねぎ,生姜汁 冬瓜グリンピース,キャベツ もやし,パセリ かぶ,かぶ(葉) みかん	塩 こしょう しょう油 水 だし汁	446kcal 15.9g 15.6g 1.4g	358kcal 16.2g 16.8g 1.6g	
13・27	金	カレー(ライス) ひじきのサラダ	お茶 チーズケーキ	鶏もも肉,スキムミルク クリームチーズ 生クリーム,ゼラチン プレーンヨーグルト 牛乳(乳児のみ)	はいが精米,じゃが芋 油,バター 小麦粉 砂糖 いちごジャム	人参,玉ねぎ 干ひじき きゅうり コーン レモン	カレー粉,水 コンソメ,ケチャップ 中濃ソース,塩 しょう油,酢 麦茶	479kcal 13.3g 17.2g 1.4g	362kcal 10.4g 17.6g 1.8g	
14・28	土	ごはん 生揚げの味噌炒め じゃが芋の磯和え 味噌汁(麩・玉ねぎ) みかん	牛乳 カステラ	生揚げ 豚もも肉 味噌 牛乳	はいが精米,油 砂糖 じゃが芋 麩 カステラ	人参,玉ねぎ ピーマン 干しいたけ 青のり みかん	しょう油 塩 だし汁	491kcal 16.4g 13.2g 1.3g	420kcal 16.2g 14g 1.4g	
20	金	ごはん 魚の柚子味噌焼き かぼちゃの含め煮 煮豆 清汁(絹豆腐・長ねぎ)	牛乳 あんかけスパゲティ	ぶり,味噌 大正金時豆 牛乳 絹豆腐 豚挽肉	はいが精米 砂糖 油 スパゲティ かたくり粉	ゆず,かぼちゃ 長ねぎ 人参 玉ねぎ 小松菜	しょう油,みりん だし汁,塩 水 鶏ガラスープの素 ケチャップ	524kcal 22.1g 16.6g 1.6g	460kcal 23.1g 18.3g 1.9g	
参考献立		ジャムサンド ケーキ風ミートローフ 茹で野菜 豆乳コーンスープ みかん	牛乳 米粉ココアクッキー	豚挽肉 豆乳 牛乳	食パン,いちごジャム 油,パン粉 じゃが芋,かたくり粉 さつま芋,砂糖 上新粉,砂糖	玉ねぎ,人参 ブロッコリーカリフラワー クリームコーン パセリ みかん	水,塩 こしょう,湯 コンソメ 純ココア ベーキングパウダー	556kcal 18.7g 20.6g 1.9g	680kcal 22.4g 24.7g 2.1g	

※乳児には、朝おやつとして牛乳が毎日つきます。
※幼児は副食給食のため、主食分の栄養価が含まれていません。 ※参考献立の幼児栄養価表示には主食が含まれています。
※幼児の主食は、ごはん(胚芽米)120gまたはロールパン55gを目安量としています。

アレルギー等に配慮し、使用食材を明記しています。各家庭で御確認ください。

公立保育所献立の参考配信について

★ 主な配信内容
- 献立表 – 保護者向け・こども向け・離乳食等
- 予定実施献立表（給食日誌）
- 　└購入量を自動計算するシート付き
- 今月のレシピ（作業指示書）
- 喫食状況報告書
- 保護者向けきゅうしょくだより

★ 毎月25日頃に翌々月分をメールで配信

★ 配信希望の場合は、各区保育・子育て総合支援センター、各区保育総合支援担当に連絡し、申込みを行う

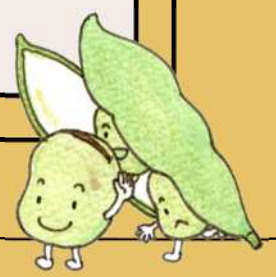

給食提供に関わるマニュアル・ガイドライン

＜川崎市＞　＊川崎市公立保育所給食の手引き　※紹介したリンクからのみダウンロード可能

＊川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアル　※インターネットからダウンロード可能

＜　国　＞　＊児童福祉施設等における食事の提供ガイド（R7.9）

＊保育所における感染症対策ガイドライン（H30.3／R５．５一部改訂）

＊保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（H31.4）

＊教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（H28.3）

＊授乳・離乳の支援ガイド（H31.3）

＊大量調理施設衛生管理マニュアル（H9.3／H29.6一部改訂）

＊日本人の食事摂取基準（2025 年版）　※　すべてインターネットからダウンロード可能

困ったときには、以下の連絡先にて栄養士が相談を承ります

<日々の給食運営に関する問い合わせ先>

- 川崎区保育・子育て総合支援センター（044-201-3330）
- 幸区保育総合支援担当（044-556-6732）
- 中原区保育・子育て総合支援センター　（044-774-4417）
- 高津区保育総合支援担当　（044-861-3373）
- 宮前区保育・子育て総合支援センター　　（044-856-3285）
- 多摩区保育・子育て総合支援センター（044-935-3177）
- 麻生区保育総合支援担当（044-965-5236）

<市の取組に対する問い合わせ先>

- 保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当（044-200-3985）

資料5-4

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」について

【 概 要 】
子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」は、全国の教育・保育施設等の情報が閲覧可能となるサイトです。
利用者の特定教育・保育施設等の選択に資する情報を、インターネット上で検索・閲覧できることを目的としています。
国で定められた必須項目については、ここdeサーチにて入力・報告する必要があります。

【根拠法令】　子ども・子育て支援法第５８条

【報告事項】
▼施設の情報
・施設等を運営する法人に関する事項
・施設等に関する事項
・従業者に関する事項
・教育・保育等の内容に関する事項
・利用料等に関する事項　　等
＋
▼経営情報等　**※事業年度終了後、５ヵ月以内に報告が必要**
・施設等の職員の人員配置に関する項目
・施設等の職員給与に関する項目
・施設等の収支の状況に関する項目　等

資料5-4

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

〇令和８年４月までの流れ　～施設の情報の入力・申請～

・新規開設園に対するシステムへのログインＩＤ・パスワードは、近日中に当該システムより送信いたします。
（ＩＤ・パスワードは、登録情報の確認・更新をする際に必要となりますので、必ず保管をお願いします。）

・その後、施設の情報を各施設で御入力いただいた上、当市に申請をいただき、神奈川県の承認後、施設情報が公表される流れとなります。システムの操作方法・各施設による作業の詳細については、次ページ関係リンクから御確認ください。

〇保育所等における継続的な経営情報の見える化について

・令和７年４月１日に開始された制度です。
経営情報等（人員配置・職員給与・収支状況等）について、事業年度終了後５ヵ月以内（※）にここdeサーチ上で報告してください。
※事業年度が令和８年４月１日～令和９年３月末日の場合、同年８月末日までに報告。

・グルーピングした集計・分析結果の公表がされる項目と、個別の施設・事業者単位での公表がされる項目があります。

・詳細は次ページ関係リンク「保育所等における継続的な経営情報の見える化に係る関連情報について」の国通知を御確認ください

〇今後、国による保育DXの推進により、給付費請求等のシステムがここdeサーチと連携したものとなる可能性がありますので、ここdeサーチにおける必要な情報の更新を適宜行っていただきますようお願いします。

資料5-4

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」について

【 関係リンクについて】 （R7.12.1時点）

〇ここdeサーチ検索画面 (wam.go.jp)
https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do

〇ログイン画面
https://www.wam.go.jp/kodomo/COP000100E0000.do

〇子ども子育て支援情報公表システム関係連絡板（マニュアルやお知らせ等の掲載あり）
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/jigyo/

〇保育所等における継続的な経営情報の見える化に係る関連情報について
https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/jidou/kdmsys/info/kdmsys_info202505b_sysc.pdf

資料5-5

保育士特定登録取消者管理システムについて

【 概 要 】

令和４年６月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第66号）により、児童生徒性暴力等を行った保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格管理が厳格化され、これに伴い、都道府県知事は児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報を記録することとされました。また、施設・事業所が、保育士を任命し、又は雇用する者は保育士を任命雇用する際、当該記録された情報を検索することが義務付けられました。

これらを踏まえ、現在、こども家庭庁においては、令和６年４月１日からの「保育士特定登録取消者管理システム」を運用しており、**本市内認可保育所の保育士を任命雇用する採用責任者の方は、利用者情報登録の入力作業等を実施していただく必要がございます。**詳細は下記リンクのこども家庭庁ホームページから御確認ください。また、マニュアル等につきましては、保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録URLから御確認いただけます。

【関係リンク】

○ こども家庭庁「児童生徒等に対し性暴力等を行った保育士への厳正な対応について」
https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/tokuteihoiku

○ 保育士特定登録取消者管理システム利用者情報登録のＵＲＬについて
こども家庭庁からホームページ等にアップロードすることを禁じられているため、本説明会の案内メールにて連絡いたします。